

入札説明書

この入札説明書は、本会が発注する調達（物品の購入又は製造、印刷等の請負〔建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れに係る契約を除く。〕）契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

購入等件名 令和元年度市町村社会福祉協議会地域福祉事業用車両
（小型四輪乗用自動車2000cc）
数量等 別添「仕様書」による。

2 入札参加者に必要な資格

次の事項に該当する者は、入札参加者となることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 千葉県内に営業拠点を有しない者

3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札公告等における入札に参加する者に必要な資格に関して、別添「一般競争入札参加資格確認申請書」を入札公告に記載された期日までに提出しなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札日の前日までの間において、千葉県共同募金会から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書を熟読のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員の説明を求めることができる。
ただし、入札後仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書の提出期限までに入札書を提出しなければならない。送付、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所及び提出日時は、入札公告のとおりとする。

- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- ア 購入等件名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印（使用印鑑届により届け出のものであって、外国人の署名にあっても同様とする。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 入札書は、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「何月何日開札〔発注件名〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 入札参加者本人は、入札書と同時に別紙第2号様式による誓約書を提出するものとし、その代理人は別紙第3号様式による委任状を併せて提出しなければならない。
- (10) その代理人が相連合し、又は不穩の行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、調達物品等の本体価格（必要装備品価格を含む。）のみを入札金額として見積るものとする。登録手数料、自賠責保険料、税金、リサイクル料のほか納入場所渡しに要する一切の諸費用等、登録諸費用は含めない。
- （落札後、各社会福祉協議会で必要な装備を追加したうえ、各社会福祉協議会と契約し、各社会福祉協議会が車両本体価格、追加装備費、登録諸費用を支払う。）
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、希望金額（課税事業者は消費税及び地方消費税を含んだ金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるように用いる計算上算出された金額）を入札書に記載すること。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (13) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告書のとおりとする。
- (14) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
- (15) 開札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することがで

きない。

(17) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか開札場を退場することはできない。

(18) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための談合をした者

(19) 入札参加者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

(20) 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札は、次のとおりとする。

なお、再度入札において入札書を提出する場合であって、入札の権限者(入札参加者又はその代理人)が初度入札と違う場合には、(9)に基づき誓約書等を提出しなければならない。

ア 再度入札は、原則として1回とする。

イ 初度入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

ウ 初度入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。

入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

5 入札保証金

免 除

6 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

(1) 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 調達物品名及び入札金額のない入札書

(3) 入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書

(4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)

(5) 調達物品名等に重大な誤りのある入札書

(6) 入札金額の記載が不明確な入札書

(7) 入札金額の記載を訂正した入札書

(8) 誤字、脱字、加筆、修正等により意思表示が不明瞭である入札書

(9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書

- (10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 明らかに談合であると認められる入札書
- (12) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者のした入札書
- (13) 記名、押印を欠く入札書
- (14) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札書（免除の場合を除く。）
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者及び落札価格の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 有効な入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額を落札価格とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを実施して落札者を決定する。

この場合において当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (4) 落札者を決定したとき又は落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札参加者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札参加者に通知するものとする。

ただし、開札に立ち会った入札者には、開札の場所において、口頭で通知することでこれにかえる。

- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

なお、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を理由に落札者が契約書の取りかわしをしない場合は、正当な理由なく契約を履行しなかったものとみなす。

8 契約保証金

免 除

9 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、指定の期日までに契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 市町村社会福祉協議会の会長が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- (3) 契約書及び契約にかかる文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 市町村社会福祉協議会の会長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 0 契約条項

別添「契約書（案）」のとおり。

1 1 その他必要な条件

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関する照会先は、入札公告のとおりとする。

1 2 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに審査申請書の提出先

(郵便番号) 260 - 0026

(所在地) 千葉市中央区千葉港4 - 3

(機関名) 社会福祉法人 千葉県共同募金会

(電話番号) 043 - 245 - 1721

1 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

別添「仕様書」に記載された各社会福祉協議会